

岩手県告示第878号

平成28年11月8日付岩手県報第11629号登載保安林予定森林（平成28年岩手県告示第834号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成28年11月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 保安林予定森林に係る通知の要旨

- (1) 保安林予定森林の所在場所 大船渡市日頃市町字中小通107の1、112の1、112の2
- (2) 所在が不分明である通知の相手方 新沼 伊左エ門

2 通知の内容を掲示した場所 大船渡市役所